

建築物省エネ法及び建築基準法の改正(令和7年4月1日施行)に伴う

建築確認申請等の手数料の改定について

法改正により、原則すべての建築物への省エネ基準適合の義務付け及び建築確認・検査対象の見直しが実施されることに伴い、建築確認申請等の手数料を改定します。

【1】建築基準法関係(建築確認申請、完了検査等)

・基本手数料

種別及び床面積の区分		A-1	B-1	C-1	C-2	C-3	C-4
		確認申請	中間検査	完了検査			
省エネ検査 無				省エネ検査 有			
				中間検査 無	中間検査 有	中間検査 無	中間検査 有
建築物	30㎡以内	8,000	15,000	20,000	16,000	24,000	20,000
	30㎡を超え100㎡以内	18,000	20,000	26,000	23,000	30,000	27,000
	100㎡を超え200㎡以内	31,000	32,000	38,000	35,000	42,000	39,000
	200㎡を超え500㎡以内	42,000	38,000	43,000	40,000	49,000	46,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	66,000	52,000	59,000	55,000	69,000	65,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	97,000	70,000	80,000	76,000	94,000	90,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	231,000	159,000	193,000	182,000	227,000	216,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	335,000	239,000	282,000	268,000	331,000	317,000
	50,000㎡を超える	561,000	430,000	493,000	474,000	579,000	560,000
建築設備	13,000		17,000				
建築設備 (小荷物専用昇降機)	6,000		11,000				
工作物	13,000		12,000				

※申請対象が複数棟ある場合はその床面積の合計により区分し、完了検査の手数料算定における省エネ検査及び中間検査の有無が混在する場合、「有」の区分により算定します。

・省エネ性能(仕様基準による場合)の審査を要する場合の加算手数料

種別及び床面積の区分		A-2
		確認申請 A-1に加算
一戸建て住宅	200㎡未満	11,000
	200㎡以上	12,000
共同住宅	300㎡未満	21,000
	300㎡以上2,000㎡未満	33,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	53,000
	5,000㎡以上	69,000

※建築物確認申請の審査の中で、仕様基準による省エネ性能の審査が必要な場合に確認申請の手数料に加算が必要です。

審査を要する対象が複数棟ある場合は、棟ごとに算定して加算します。

なお、省エネ適判を受ける場合は、別途、省エネ適判の手続き及び手数料が必要となります。

(兼用住宅及び併用住宅は、非住宅部分を含むため、省エネ適判の手続きが必要です。)

・計画変更確認申請の場合の手数料

種別	A-1
	計画変更確認申請
建築物	当該計画の変更の対象たる床面積の合計に1/2を乗じて得たもの(床面積の増の場合はその増加する面積)を床面積とみなして、A-1の床面積の区分に対応する金額
建築設備	9,000
建築設備 (小荷物専用昇降機)	4,000
工作物	9,000

【2】建築物省エネ法関係

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

①非住宅で評価手法が簡易な計算方法※4の場合

延べ面積 (㎡) ※3	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2	
			建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満	18,600	86,200	9,300	43,100
300以上 2000未満	37,100	144,600	18,500	72,300
2000以上 5000未満	94,200	234,100	47,100	117,000
5000以上 10000未満	141,900	305,700	70,900	152,800
10000以上 25000未満	176,400	367,400	88,200	183,700
25000以上	218,800	431,000	109,400	215,500

②非住宅で評価手法が標準入力法の場合

延べ面積 (㎡) ※3	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2	
			建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満	22,500	225,500	11,200	112,700
300以上 2000未満	42,400	364,700	21,200	182,300
2000以上 5000未満	100,800	520,600	50,400	260,300
5000以上 10000未満	149,200	641,300	74,600	320,600
10000以上 25000未満	184,300	758,000	92,100	379,000
25000以上	228,100	864,800	114,000	432,400

※1 工場等・・・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合。工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の養殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、で適合性判定を要するもの。

※2 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更（軽微な変更ルートC）の場合に交付する証明書
 ※3 適用区分面積・・・手数料算定に係る面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計（外気に対して高い開放性を有する部分の床面積は除かない）

※4 評価手法が簡易な計算方法・・・基準省令第1条第1項第1号口に定める評価手法（おもに建物モデル法）

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・部分によって工場等とそれ以外の複合用途の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

③住宅（一戸建て住宅、共同住宅）の場合

延べ面積 (㎡)	仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	計画変更又は軽微変更該当証明書 ※1			
				仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	
戸建	200未満	17,200	25,200	33,800	8,600	12,600	16,900
	200以上	18,600	27,800	37,800	9,300	13,900	18,900
共同 住宅	300未満	32,500	50,400	68,300	16,200	25,200	34,100
	300以上 2000未満	56,400	84,900	114,000	28,200	42,400	57,000
	2000以上 5000未満	102,100	147,900	194,300	51,000	73,900	97,100
	5000以上	154,500	216,200	278,500	77,200	108,100	139,200

※1 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更（軽微な変更ルートC）の場合に交付する証明書

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・長屋、寄宿舎については共同住宅に該当する。
 ・仕様基準については、建築確認申請での審査も可能である。
 ・共同住宅の共用部分の評価をしない場合については、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定することが出来る。
 ・戸によって異なる評価歩手法を用いる場合は、評価手法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

④複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(③)と非住宅部分の手数料(①または②)の合計とする。

【3】標準的な手数料算定フロー

